

1. 件 名：原子炉設置変更許可の記載内容変更に係る手続きに関する面談
2. 日 時：令和2年11月24日 11時00分～11時55分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者：

原子力規制庁：

原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門

止野上席安全審査官、角谷管理官補佐、土居安全審査専門職

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 部長、他4名

5. 要 旨

- (1) 東北電力株式会社から、女川原子力発電所第3号機 サプレッションプール水貯蔵タンク設置時期の変更について、資料に基づき説明があった。
- (2) 東北電力株式会社から、東通原子力発電所における放射性固体廃棄物の貯蔵状況において、資料に基づき説明があった。
- (3) 原子力規制庁は、(1)の説明に対し、引き続き適切に対応していくよう求めるとともに、詳細については、必要な手続きがなされた後に改めて説明するよう求めた。
- (4) 原子力規制庁は、(2)の説明に対し、適切な時期に適切に手続きを行うことも含めて、引き続き適切に対応するよう求めた。
- (5) 東北電力から、(3)及び(4)について了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」(令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配付資料)に基づき、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- (1) 女川原子力発電所第3号機 サプレッションプール水貯蔵タンク設置時期の変更について
- (2) 東通原子力発電所における放射性固体廃棄物の貯蔵状況について

以上